

平成22年度「子ども手当」について

平成22年4月1日から「子ども手当」を支給します。この制度は、これまでの児童手当に変わり、次世代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援する観点から、中学校修了までの子どもを対象に、一人につき月額13,000円を支給するものです。次のとおり、申請手続きについてお知らせします。

◆**対象者** 中学校修了までのすべての子ども（15歳の誕生日以後の最初の3月末日まで）

◆**支給月額** 13,000円

◆**支給時期** 6月、10月、2月

※児童手当を受給中の方の、平成22年2～3月分の児童手当は6月に併せて支給します。

◆**申請**

●**現在、児童手当を受給していない方**

該当者には、4月に「子ども手当」の申請書を送付します。

必要事項をご記入の上、子ども福祉課または各支所福祉課へ申請してください。

●**現在、児童手当を受給中の方**

①4月から中学2年生、3年生になる兄弟を養育している方

該当者には、4月に「子ども手当」の申請書を送付します。

必要事項をご記入の上、子ども

も福祉課または各支所福祉課へ申請してください。

②12歳以下の児童のみを養育している方

「子ども手当」の申請は必要ありません。

ただし、これまでと同様に6月中に児童手当の現況届が必要です。

詳細については、担当課にお問い合わせください。

【問合せ】

子ども福祉課

内線 163、164

笠間支所福祉課

内線 72165

岩間支所福祉課

内線 73173



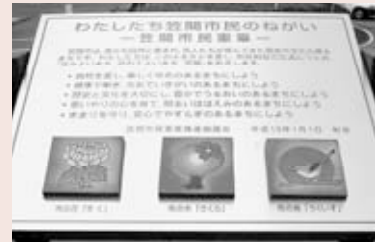
市民憲章

わたしたち笠間市民のねがい ～笠間市民憲章～

笠間市は、豊かな自然に恵まれ、先人たちが育んできた歴史や文化の薫るまちです。わたしたちは、このふるさとを愛し、市民相互の交流につとめ、「住みよいまち 訪れてよいまち 笠間」をめざします。

自然を愛し、美しくゆめのあるまちにしよう
健康で働き、元気でいきがいのあるまちにしよう
歴史と文化を大切にし、豊かでうるおいのあるまちにしよう
思いやりの心を育て、明るいほほえみのあるまちにしよう
きまりを守り、安心でやすらぎのあるまちにしよう

平成19年1月1日制定



市民憲章碑(笠間駅)

らくようかん 楽腰館 + 東平鍼・灸接骨院

笠間市東平2丁目12番8号 県立中央病院通り沿い

TEL 0296-77-9939

休診日/木曜日

土・日 診療中!

- 往療可
- 急患受付
- 通院送迎実施中

受付時間	月	火	水	木	金	土	日
午前9:00～12:30	○	○	○	/	○	○	○
午後2:30～ 8:30	○	○	○	/	○	○	○